

抽象的アイデア (Abstract Idea) に関する事例

F.R. Dec. 16, 2014

以下の事例は、2014年暫定適格性ガイダンスとともに用いられる。これらの事例は一例を挙げることを意図しており、従って、これらは以下に示す事実に基づいてのみ解釈されるものである。他の事実によって異なる適格性の結果が得られる場合がある。

事例は、2部から構成されている。第1部は、特許適格性を有するクレームの4つの事実パターンを含み、その幾つかはCAFCの判決から引用されたものである。第2部は、CAFCによって不適格と認定されたクレームと4つの事実パターンを含んでいる。各事例は、どのようにクレームを2014暫定適格性ガイダンスに基づいて分析すべきであるかを示すものである。全てのクレームは、その最も広く合理的な解釈に従って適格性が判断される。

第1部

これらの事例は、2014暫定適格性ガイダンスに基づいて分析されると、特許適格性を有すると判断されるクレームを示す。第1の事例は、仮想クレームと事実パターンであって、抽象的アイデアに該当しない適格性のあるソフトウェア発明を説明するものである。第2の事例は、最近のCAFC判決である。第3及び第4の事例は、クレームは適格性を有するとCAFC判決で示されたものであるが、2014暫定適格性ガイダンスにおける、“大きく超えるもの (significantly more)” の指針に基づく分析を容易にすることを目的に、抽象的アイデアを加えて修正された仮想クレームをドラフトしたものである。

[事例1] 電子メッセージからの悪質コードの分離及び消去

仮想クレーム1及び2は、抽象的アイデアではない。

(背景)

本発明は、電子メッセージ (例えば、電子メール) から悪質なコードを取りだし、削除するものであり、例えば、コンピュータウイルスに感染して、コンピュータが危険に晒されるのを防止することに関連する。明細書では、悪質コードについて電子通信をスキャンし、コードが悪質な動作を開始するより前に電子通信を削除するコンピュータシステムの必要性が説明されている。開示された発明は、受信された電子通信をコ

ンピュータのメモリの“隔離部”に物理的に取りだす。隔離部は、その隔離部に保存されたファイルが、その隔離部の外部のファイルに作用しないように、コンピュータの動作システムによって形成されたメモリ領域である。

悪質コードを含む通信が隔離部に保存されると、その通信内に含まれるデータがシグネチャーデータベース内に格納されている悪質コード標示パターンと比較される。特定の悪質コード標示パターンの存在は、悪質コードの特徴を示す。シグネチャーデータベースはさらに、悪質コードの開始及び終了ポイントを提示するコードマーカを含んでいる。

次いで、悪質コードを含む通信から悪質コードが抽出される。抽出ルーチンは、演算ユニットのファイル解析コンポーネントによって実行される。ファイル解析ルーチンは、以下の工程を実行する。

1. 特定の開始悪質コードマーカについて通信をスキャンし、
2. 開始マーカと連続する終了悪質コードマーカとの間の各スキャンされたバイトにフラグを立て、
3. 開始悪質コードマーカが確認されなくなるまでスキャンを継続し、
4. 全てのフラグの立っていないデータバイトを新しいファイルに順次コピーすることによって新たなデータファイルを作成し、それによって浄化された通信ファイルを形成する。

新たな浄化された通信は、コンピュータのメモリの

非隔離部に転送される。次いで、隔離部の全てのデータが消去される。

(クレーム)

クレーム 1

悪質コードを含む電子通信からコンピュータを保護するためのコンピュータ実行方法であって、プロセッサは、

ブートセクタ、隔離部、及び非隔離部を有するメモリを備えたコンピュータに悪質コードを含む電子通信を受信し、

前記通信をコンピュータのメモリの隔離部に保存するにあたって、前記隔離部は、コンピュータのメモリの前記ブートセクタ及び前記非隔離部とは分離されており、前記隔離部のコードは他のメモリセクタでの書き込み動作が実行されないように構成されており、

ファイル解析を介して、電子通信から悪質コードを抽出して、浄化された電子通信を作成するにあたって、前記抽出は、特有の開始悪質コードマーカについて通信をスキャンし、開始マーカと連続する終了悪質コードマーカとの間の各スキャンされたバイトにフラグを立て、開始悪質コードマーカが確認されなくなるまでスキャンを継続し、全てのフラグの立っていないデータバイトを新しいファイルに順次コピーすることによって浄化された通信ファイルを形成する新たなデータファイルを作成し、

浄化された通信を、メモリの非隔離部に転送し、隔離部の全てのデータを消去する、ステップを実行することを含む方法。

クレーム 2

悪質コードを含む電子通信からコンピュータを保護するための非一過性のコンピュータプログラムが記録された媒体であって、コンピュータ上に記録されたインストラクションを含み、プロセッサで実行されたときに、

ブートセクタ、隔離部、及び非隔離部を有するメモリを備えたコンピュータに悪質コードを含む電子通信

を受信し、

前記通信をコンピュータのメモリの隔離部に保存するにあたって、前記隔離部は、コンピュータのメモリの前記ブートセクタ及び非隔離部とは分離されており、隔離部のコードは他のメモリセクタでの書き込み動作が実行されないように構成されており、

ファイル解析を介して、電子通信から悪質コードを抽出して、浄化された電子通信を作成するにあたって、前記抽出は、特有の開始悪質コードマーカについて通信をスキャンし、開始マーカと連続する終了悪質コードマーカとの間の各スキャンされたバイトにフラグを立て、開始悪質コードマーカが確認されなくなるまでスキャンを継続し、全てのフラグの立っていないデータバイトを新しいファイルに順次コピーすることによって浄化された通信ファイルを形成する新たなデータファイルを作成し、

新たな浄化された通信を、メモリの非隔離部に転送し、

隔離部の全てのデータを消去する、ステップを実行する媒体。

(分析)

クレーム 1：適格性あり

方法クレームは、悪質コードを含む電子通信からコンピュータを保護するための一連の行為を記述する。従って、クレームはプロセスを対象としており、これは発明の法定上のカテゴリの 1 つである(Step 1 で、YES)。

次に、クレームは、それがいずれかの判例法上の例外を対象とするかどうかを決定するために分析される。クレームされた発明は、電子通信に含まれる悪質コードを単離し、抽出するためのソフトウェア技術に関連しており、クレームは、メモリ上に受信した通信を物理的に単離し、新たなデータファイルに浄化された通信を作成するために、その通信から悪質コードを抽出することを対象とする。このような行為は、抽象的概念を記述するものでなく、また基本的な経済活動、人の行為の体系化や(独立した)アイデア自体、もしくは

は数学的關係などのような、裁判所によって抽象的であると認定された概念と類似する概念を記述するものでもない。反対に、ここでクレームされた発明は、コンピュータウイルス、ワームや、他の悪質コードを単離し、抽出することを対象としており、コンピュータテクノロジーに密接に結びつけられ、抽象的であると裁判所で認定された概念のタイプと区別されるものである。そのため、クレームされたステップは、抽象的アイデアを記述するものでなく、それらのステップは他の判例法上の例外を暗示するものでもない。従って、クレームはいずれの判例法上の例外に該当するものでもなく(Step 2A で、NO)、適格性を有する。

クレーム 2 : 適格性あり

クレームは、非一過性のコンピュータプログラムが記録された媒体であって、製造物を対象とするから、発明の法定上のカテゴリに該当する(Step 1 で、YES)。

クレームは、ステップがプロセッサで実行可能なように、非一過性のコンピュータプログラムが記憶された媒体に保存されているクレーム 1 と同一のステップを記述する。それらのステップによって記載されている発明は、上記で説明されたように抽象的アイデアを対象とするものでないから(Step 2A で、NO)、クレームは適格性を有する。

[事例 2] 電子商取引の外部委託システム/複合ウェブページの作成

以下のクレームは、DDR 事件 (DDR Holdings, LLC v. Hotels.com et al., 113 USPQ2d 1097 (Fed. Cir. 2014)) において CAFC で適格性ありと判断されたものである。争点となった特許は、USP No 7,818,399 である。

(背景)

アフィリエイト・コマース・システムにおいて、ウェブサイトの所有者またはホストは、支払済の広告の形態でそのウェブページを販売している。これらの広告の多くは、第三者の販売会社によって販売される商品へのリンクを含むバナー広告である。(ウェブサイト

の) 閲覧者がリンクを起動 (クリック) すると、そのリンクと関連付けられたその商品 (“商取引の対象”であり、例えば、製品やサービス) を購入できるように、閲覧者をホストのウェブサイトからその販売会社のウェブページに瞬間的に移動させる。販売会社は、各販売についてリンクを表示するウェブページのホストに歩合を支払っている。これらの広告リンクは、歩合制の広告プログラムとして機能するものであり、ホストの追加収入となるものである一方、閲覧者がホストのウェブページから離されてしまうという欠点があり、その結果、ホスト自身は潜在的消費者 (である閲覧者) のコントロールを失うこととなる。

本発明者は、広告している販売会社のウェブページの製品関連のコンテンツ情報と、ホストのウェブページとの“ルック&フィール (外観と雰囲気)”を共同したマーケティングとするためのシステムを形成することにより、アフィリエイトの購入取引中でも消費者に対するコントロールを維持するという問題を解決した。このシステムは、第三者の外部委託プロバイダによって実行可能であり、当該プロバイダは、複数のホストと販売会社との間のブローカとして機能している。実行前に、ホストは、ホストのウェブページ上に販売会社のウェブページをリンク付けする。このリンク付けは、販売会社のウェブページの製品関連コンテンツと関連付けられており、さらに、外部委託プロバイダのシステムは、コンピュータサーバと連結されたコンピュータデータ記憶部に、各ホストのウェブページの“ルック&フィール”情報を保存している。“ルック&フィール”情報は、ロゴ、色彩、ページレイアウト、ナビゲーションシステム、フレーム、マウスオーバーエフェクトや、各ホストのウェブページの幾つかもしくは全てと一致する他の要素などの視覚認識可能な要素を含んでいる。

本発明者のシステムでは、広告のリンクをクリックする消費者 (閲覧者) は、ホストのウェブページから販売会社のウェブページに移動せず、その代わりに、選択された商品と関連した製品情報とホストウェブページの視覚認識可能な要素とを組み合わせた複合ウェブ

ブページに再接続するように構成されている。外部委託プロバイダのサーバは、リンクが選択されたホストウェブページをまず特定し、対応する保存した“ルック&フィール”情報を検索する。サーバは、複合ページがホストウェブページと関連して消費者（閲覧者）に視認されるように、（複合ページ内に）埋め込まれた製品関連コンテンツとともに、検索されたホストウェブページの“ルック&フィール”情報を用いて複合ウェブページを構築する。次いで、サーバは、消費者が第三者の販売会社（のウェブページ）に再接続することなく、ホストウェブページ上にいながら商品を購入可能なように、この複合ウェブページを消費者に送信し、表示させる。このような複合ページは、ホストウェブページに関連付けられているように消費者（閲覧者）に認識されるため、複合ページは、消費者（閲覧者）の見ているウェブページがホストによって提供されているという印象を受ける。さらに、消費者（閲覧者）は、第三者の販売会社（のウェブページ）に再接続することなく、商品を購入できるため、ホストが消費者（閲覧者）をコントロールできる。このシステムでは、ホストは、従前のように同じ広告収入を得ることができるとともに、（ホストウェブページの）閲覧者や潜在的な消費者の減少を防止できる。

（クレーム）

クレーム 19

商業上の機会を提供するウェブページを供給する外部プロバイダに有用なシステムであって、

(a)複数の第1のウェブページのそれぞれに関し、前記複数の第1のウェブページに対応する複数の視認可能な要素を定義するコンピュータストアであって；

(i)前記第1のウェブページのそれぞれは、複数のウェブページの所有者の一人に属し；

(ii)前記第1のウェブページのそれぞれは、複数の販売者の選択された1人の購入機会と関連付けられた商取引の対象と関連付けられた少なくとも1つのアクティブリックを表示し；

(iii)前記選択された販売者、外部委託プロバイダ、

及び関連付けられたリンクを表示する第1のウェブページの所有者は、互いに異なる第三者であり；

(b)前記外部プロバイダのコンピュータサーバであって、前記コンピュータサーバはコンピュータストアと接続され、以下のようにプログラムされるものであること；

(i)コンピュータユーザのウェブブラウザから前記第1のウェブページの1つによって表示されるリンクの1つの起動を示す信号を受信し；

(ii)リンクが起動された前記第1ウェブページの1つをソースページとして自動的に特定し；

(iii)前記ソースページの特定に応答して、前記ソースページに対応する記憶されたデータを自動的に検索し；

(iv)前記検索されたデータを使用して、(A)起動されたリンクと関連付けられた商取引の対象物と関連する情報、及び(B)前記ソースページに対応する複数の視認可能な要素を表示する第2のウェブページを自動的に生成し、前記ウェブブラウザに送信する、システム。

（分析）

クレーム 19：適格性あり

クレームは、コンピュータサーバとコンピュータメモリを含むシステムを記述する。このシステムは、デバイスまたはデバイスのセットを含み、それゆえ発明の法定上のカテゴリである機械を対象とする(Step 1で、YES)。

次に、クレームは、それがいずれかの判例法上の例外を対象とするかどうかを決定するために分析される。このクレームは、“取引機会を提供するためのウェブページを供給する外部委託プロバイダに有用な”システムを記述しているが、一定の視認可能な要素を含むソースウェブページで特定されたデータを使用するリンクの起動に応答してウェブページを自動的に生成し、送信することを対象としている。クレームは、数学的アルゴリズムを記述しておらず、根本的な経済あるいは長期にわたる商慣行も記述していない。クレームは、（ウェブサイトの閲覧者を保持するという）インター

ネット特有のビジネス機会を説明している。クレームの発明は、”インターネット上でビジネスを実行するための条件と併せて、インターネット普及前から知られていたあるビジネス活動を単に記述するものでない”という点で、抽象的アイデアと裁判所によって認定されたクレームと異なっている。(すなわち、単に、インターネット普及前から行われていたビジネス実務を、インターネットで行うために、インターネットの条件を付加したものではない) その代わりに、クレームされた解決手段は、コンピュータネットワークの分野で具体的に生じる問題を解決するために、コンピュータ技術に不可欠な技術を提供している”。抽象的であると裁判所によってこれまで認定されてきたアイデアは、このクレーム中に見出されていない。審査過程において、審査官はクレームに記述されている抽象的アイデアを特定できなければ、クレームは判例法上の例外を対象とするものでないと看做され(Step 2A で、NO)、適格性を有する。

2014 暫定適格性ガイダンスに基づき、さらなる分析は不要である。しかしながら、この判決において裁判所は、クレームに特許適格性を認めている、特定のインターネット関連の問題を解決するための発明概念となるクレームの一定の特徴について言及している。判決の抜粋を以下に示す。

特に、’399 特許では、従来のルーチンに従えば、インターネットのハイパーリンクプロトコールの通常の機能は、広告上を”クリック”し、ハイパーリンクを起動した後、直ちにホストのウェブサイトから移動するという、ウェブサイトの閲覧者の保持の問題が説明されている。例えば、クレーム 19 は、特に、“1) 第三者の販売者の製品またはサービスに関連して少なくとも 1 つのリンクを表示する各ホストウェブサイトとともに、データベース中の多数のホストウェブサイトに対応する視認可能な要素を保存し、2) ウェブサイト閲覧者によるこのリンクの起動で自動的にホストを特定し、3) 特定されたホストウェブサイトから保存された視認可能な要素とともに、第三者の販売者の製品に関連付けられたコンテンツを結合する新たなハイブリッドの

ウェブページを構築し、閲覧者に提供することを、外部委託プロバイダのインターネットウェブサーバに命じる”、システムを記述している。

換言すれば、ホストのウェブサイト上に表示された第三者の販売者の製品に関する広告をクリックしても、閲覧者は第三者のウェブサイトに移動することはない。その代わりに、クレームでは、ホストのウェブサイトの視覚的な”ルック&フィール”要素と、クリックされた広告に関連する第三者のウェブサイトの商品情報とを組み合わせた自動的に生成されるハイブリッドウェブページを閲覧者に提示するウェブサーバを有する”外部委託プロバイダ”を記述する。この手法では、第三者のウェブサイトへの移動によって閲覧者の喪失を招くことなく、ホストウェブサイトは、その閲覧者に外部委託プロバイダの以下のウェブページを送信する。

1) ホストのウェブサイトの “ルック&フィール”要素の組み込み。

2) 閲覧者が、第三者の販売人のウェブサイトに入ることなく、その販売人から商品を購入する機会の付与。

裁判所が特記しているように、“インターネット関連の課題に焦点を当てた全てのクレームが必ずしも特許適格性を有するものでない”が、しかしながら、この事例では、これらの追加の限定は、“インターネット上での抽象的アイデアの応用”を単に記載する以上のものに該当する。従って、全体として捉えれば、クレームされた発明は、抽象的アイデアを大きく超える追加の限定を有している。この理由に基づき、クレームは特許適格性を有する主題を記述している(Step 2B で、YES)

[事例3] デジタル画像処理

以下の仮想クレームは、RCT 事件 (Research Corporation Technologies Inc. v. Microsoft Corp., 627 F.3d 859 (Fed. Cir. 2010)) をモデルにしている。争点となった特許は、USP No 5,111,310 である。仮想クレーム 1 ~ 3 は、抽象的アイデアを対象としているが、追加の要素がコンピュータ自体の機能を改良するものであり、他の技術/技術分野での改良を示しているため、抽象

的アイデアを大きく超えるものであり、いずれも適格性を有する。

(背景)

デジタル画像は、一般に、行と列で配置された個々の画素のセットからなる。グレイスケールにおいて、各画素の値は、最低強度の黒から最大強度の白までの範囲の諧調内で変化する。反対に、二値画像は、黒、白の2つの値のみを有する画素を含む。ファックスや新聞用の印刷機などの幾つかの印刷機器は、白黒のみを印刷するため、グレイスケール画像を再生することができない。そのため、グレイスケール画像を二値画像に変換するために、ハーフトーン技術が使用される。ハーフトーン処理は、画像内の各種諧調の幻像(illusion)を形成する一方、白黒の画素のみを使用する。所定のハーフトーン処理技術は、“マスク”として知られている、グレイスケール画像と、閾値の2次元配列との画素ごとの比較を含んでいる。デジタル処理において、ハーフトーン化されたグレイスケール画像がメモリに読み込まれ、コンピュータプロセッサは、メモリに保存されたマスクの対応位置で、画像の各画素と閾値とを比較する。この比較に基づき、白黒を示す二値が出力され、これらの出力はドットプロファイルとして知られている二元配列で保存される。次いで、ドットプロファイルは、ハーフトーン処理された画像(表示のための画像)である二進表示に変換される。

本出願において、発明者は、“ブルーノイズ”と呼ぶ改良されたマスクを開発することにより従来のハーフトーン処理技術を改善した。ブルーノイズマスクは、従前のマスクよりも容量の少ないメモリで足り、画質を改良する一方、より短いコンピュータ処理時間をもたらす。ブルーノイズマスクは、ブルーノイズフィルタを用いて50%の諧調レベルで、画像からブルーノイズ特性を有するドットプロファイルの生成で開始する反復演算を介して作成される。次いで、追加のドットプロファイルが異なる諧調レベルで生成される。ドットプロファイルの画素は諧調レベルに渡って変化するため、これらの変化は累積配列でコード化される。

一旦、全てのドットファイルが作成されると、累積配列がブルーノイズマスクを形成する。

(クレーム)

クレーム1

グレイスケール画像をハーフトーン処理するためのコンピュータで実行される方法であって、

プロセッサで、可変諧調レベルのドットプロファイルでフィルタされた複数のブルーノイズに渡って画素値の変化をコード化することによりブルーノイズマスクを生成する工程と、

前記ブルーノイズマスクを第1のメモリへ保存する工程と、

グレイスケール画像を受け取り、そのグレイスケール画像を第2のメモリへ保存する工程と、

プロセッサにより、画素対画素基準で、二値画像配列を形成するために、前記ブルーノイズマスクの対応位置で、グレイスケール画像の各画素と閾値とを比較する工程と、を含む方法。

クレーム2

保存されたインストラクションを含む非一過性のコンピュータプログラムが記録された媒体であって、プロセッサによって実行されるときに、

プロセッサで、可変諧調レベルのドットプロファイルでフィルタされた複数のブルーノイズに渡って画素値の変化をコード化することによりブルーノイズマスクを生成する工程と、

前記ブルーノイズマスクを第1のメモリへ保存する工程と、

グレイスケール画像を受け取り、そのグレイスケール画像を第2のメモリへ保存する工程と、

画素対画素基準で、二値画像配列を形成するために、前記ブルーノイズマスクの対応位置で、グレイスケール画像の各画素と閾値とを比較する工程と、

二値画像配列をハーフトーン画像に変換する工程と、を含む媒体。

クレーム3

グレイスケール画像をハーフトーン処理するシステムであって、

可変諧調レベルのドットプロファイルでフィルタされた複数のブルーノイズに渡って画素値の変化をコード化することによりブルーノイズマスクを生成するプロセッサと、

前記ブルーノイズマスクを保存する第1のメモリと、受け取ったグレイスケール画像を保存する第2のメモリと、を備え、

前記プロセッサは、画素対画素基準で二値画像配列を形成し、二値画像配列をハーフトーン画像に変換するために、前記ブルーノイズマスクの対応位置で、グレイスケール画像の各画素と閾値とを比較する、システム。

(分析)

クレーム1：適格性あり

方法クレームは、ブルーノイズマスクの生成と、グレイスケール画像をハーフトーン処理するためのブルーノイズマスクの使用に関する一連の行為を記述している。従って、クレームは、発明の法定上のカテゴリの1つであるプロセスを対象とする(Step 1で、YES)。

次に、クレームは、いずれかの判例法上の例外を対象とするものかどうかを判定するために分析される。従来技術で定義されているように、クレームは反復演算によって作成されるブルーノイズマスクの生成工程を記述している。裁判所によれば、判例法上の例外に含まれる数学的關係は、しばしば“抽象的アイデア”と認定されている。従って、ブルーノイズマスクを生成するために数学的演算がクレームに記載されているので、このクレームは判例法上の例外を“対象とする”。

(Step 2Aで、YES)

次に、クレーム全体として、クレームに記述されている追加の限定により、クレームが数学的演算を大きく超えるものであるかどうかを判定するための分析が行われる。ブルーノイズマスクを生成するための数学的演算を除いて、クレームは幾つかの追加の限定を有

している。まず、クレームは、ブルーノイズマスクを生成するためのプロセッサの使用を記述している。また、クレームは、第1のメモリにブルーノイズマスクを保存するステップと、グレイスケール画像を受け取り、グレイスケール画像を第2のメモリに保存するステップとを記述している。それゆえ、クレームは、数学的演算を行い、データを受け取り、保存するこれらのステップを実行するためにプロセッサ及びメモリを使用している。このようなステップを実行するための一般的なコンピュータの構成の追加は、判例法上の例外の特許性を有する発明に変換するものではない。コンピュータの構成は、高いレベルの一般性で記述され、コンピュータの一般的な機能を実行するものであり

(本事例では、数学的演算を実行し、データを受け取って、保存する)、これはコンピュータを介して抽象的アイデアを適用するために必要とされるものである。判例法上の例外を実施あるいは適用するために、上記のように基本的なコンピュータの特定の機能を実行するための一般的なコンピュータの構成の単なる使用は、例え、そのような処理がコンピュータを使用しない場合より速かったとしても、判例法上の例外を大きく超えるものである有意義な限定を構成するものではない。

また、クレームは、ブルーノイズマスクとグレイスケール画像とを比較し、グレイスケール画像を二値画像配列に変換するステップと、二値画像配列をハーフトーン画像に変換するステップとを記述している。これらの追加のステップは、デジタル画像を処理するために、数学的演算(ブルーノイズマスク)をプロセッサの能力と結び付けるものである。これらのステップは、ブルーノイズマスクを生成するという抽象的なアイデアに有意義な限定を追加するものであり、それゆえ抽象的アイデアに単なるコンピュータの実行を大きく超えるものを追加している。クレームを全体として把握すれば、数学的演算を介したブルーノイズマスクの生成と、データの受け取り及び保存を単に記述しているものでなく、ブルーノイズマスクの生成のステップと、画像とブルーノイズマスクとの比較及び得られる二値画像配列のハーフトーン画像への変換のステッ

ブとを結合させるものである。これにより、クレームは、コンピュータを使用して単に、データを検索し、組み合わせるという概念を超えるものである。

最後に、特定された順序でクレームの要素を考慮すれば、ブルーノイズマスク（の生成のステップの後）に追加されたステップは、クレームされたコンピュータ自体の機能も改良している。特に、上記で述べたように、改良されたブルーノイズマスクを用いたクレームのプロセスにより、従前のマスクに必要な容量よりも少ない容量のメモリのコンピュータを使用することが可能であり、従来のプロセスで得られる画質を損なうことなく、短時間の処理を可能とし、また改善されたデジタル画像を得ることができる。これらは、デジタル画像処理における改良に該当する。Alice 事件における発明と異なり、本クレームは、コンピュータを介して単に抽象的アイデアを実行することにより、抽象的アイデアをコンピュータ環境に単に限定するものでなく（すなわち、単にコンピュータ上でのルーチン的なデータの受け取り、保存や数学的演算の実行処理でなく）、コンピュータ技術（すなわち、デジタル画像処理技術）を開発するものであって、本事例の場合、コンピュータの機能の改良と他技術の改良の両者に該当するものである。クレームの追加の要素全てを、個別にまた組み合わせて考慮すれば、クレームは全体として、ブルーノイズマスクを生成するという抽象的アイデアを大きく超えるものであり(Step 2B で、YES)、特許適格性を有する主題を記述するものである。

クレーム 2 : 適格性あり

クレーム 2 は、保存されたインストラクションを含む非一過性のコンピュータプログラムが記録された媒体を記述する。“非一過性”という用語は、信号や信号の他の一時的な形態を含まないことを保証する。従って、クレームは製造物（材料から製造される製品）を対象とするものであり、それゆえ発明の法定上のカテゴリの 1 つである製造物を対象とする(Step 1 で、YES)。

次に、クレーム 2 は、クレーム 1 と同様のステップを記述している。このため、クレーム 2 は、ブルーノ

イズマスクを生成するための数学的演算であるクレーム 1 と同一の抽象的アイデアを対象とするものである(Step 2A で、YES)。同様に、クレーム 2 は、ブルーノイズマスクとグレイスケール画像とを比較し、グレイスケール画像を二値画像配列に変換するステップと、二値画像配列をハーフトーン画像に変換するステップの追加の要素を記述している。これらの追加の要素は、グレイスケール画像をハーフトーン処理するコンピュータの改良された機能や改良されたデジタル画像処理によって示されているように、抽象的アイデアに大きく超えるものを付加するものである。上記と同様の理由により、クレームの追加の要素全てを、個別にまた組み合わせて考慮すれば、クレームは全体として、ブルーノイズマスクを生成するという抽象的アイデアを大きく超えるものであり(Step 2B で、YES)、特許適格性を有する主題を記述するものである。

クレーム 3 : 適格性あり

クレーム 3 は、プロセッサ、第 1 のメモリ、及び第 2 のメモリを有するシステムを記述しており、発明の法定上のカテゴリ、すなわち機械（装置の組み合わせ）を対象としている(Step 1 で、YES)。

クレーム 3 は、クレーム 1 と同一のブルーノイズマスクを生成するための数学的演算である抽象的アイデアを記述しており、それゆえ抽象的アイデアを対象とするものである(Step 2A で、YES)。同様に、クレーム 3 は、ブルーノイズマスクとグレイスケール画像とを比較し、グレイスケール画像を二値画像配列に変換するステップと、二値画像配列をハーフトーン画像に変換するステップの追加の要素を記述している。これらの追加の要素は、抽象的アイデアに大きく超えるものを追加するものである。上記と同様の理由により、クレームの追加の要素全てを、個別にまた組み合わせて考慮すれば、クレームは全体として、ブルーノイズマスクを生成するという抽象的アイデアを大きく超えるものであり(Step 2B で、YES)、特許適格性を有する主題を記述するものである。

[事例4] GPS

以下の仮想クレームは、SiRF Tech 事件 (SiRF Technology Inc. v. International Trade Commission, 601 F.3d 1319 (Fed. Cir. 2010)) をモデルにしている。争点となった特許は、USP No 6,417,801 である。仮想クレーム 1 及び 2 は、抽象的アイデアを対象とするものであるが、これらは他の技術あるいは技術分野への改良を示しているため、抽象的アイデアを大きく超える追加の要素を有するものである。

(背景)

GPS は、複数の衛星からの信号を使用して、地球上の移動 GPS 受信機の位置を計算する。各衛星は、固有の疑似ランダムノイズ (pseudorandom noise : PN) コード、衛星位置データ、及び絶対時間を含む信号を送信する。移動 GPS 受信機は、通常、複数の衛星信号からの PN コード、衛星位置データ、及び絶対時間情報を使用して、その位置を決定している。信号レベルが低い場所では、移動 GPS 受信機は PN コードの検出はできないが、衛星信号からの衛星位置データや絶対時間情報の取得が困難となる。

本出願は、システム及び方法を記述しており、それらにおいて、移動 GPS 受信機と無線を介して接続されるサーバが数学的モデルを使用して、衛星からの衛星位置データや絶対時間情報を受信することなく、移動受信機の位置を特定するものである。これらのシステム及び方法は、移動 GPS 受信機がその位置をより正確に決定することができる GPS 技術を改良するものであり、また信号強度が弱い環境でも作動するよう信号取得感度を改善するものである。特に、移動 GPS 受信機は、GPS アンテナ、GPS 受信機、マイクロプロセッサ、ディスプレイ、及び無線通信用トランシーバを有する移動装置である。数式を使用して、装置は、衛星から受信した PN コードに基づき、擬似距離 (移動 GPS 受信機から GPS 受信機の視界内の各衛星までの推定距離) を計算し、トランシーバはその擬似距離をサーバに送信する。サーバは、GPS 受信機が衛星からの信号を受信した絶対時間を計算するための数式において、

無線塔の既知の位置に基づく推定位置、及びサーバ自身の時計からの時間データとともに、擬似距離を使用するコンピュータである。次いで、サーバは、移動受信機の位置を特定するために擬似距離及び計算した絶対時間を使用して、数学的モデルを作成し、それによってディスプレイ上で確認可能な表示が移動装置に送信される。移動装置の部品及びサーバ (例えば、CPU、クロック、無線塔位置のデータベース、回路、及びメモリ) は全て周知の一般的なコンピュータ部品である。

(クレーム)

クレーム 1

GPS 受信機の絶対位置と、衛星信号の受信の絶対時間とを計算するシステムであって、

GPS 受信機、ディスプレイ、マイクロプロセッサ、及び GPS 受信機に接続された無線通信トランシーバを有する移動装置であって、複数の GPS 衛星から送信される PN コードを受信し、受信した PN コードを平均化することによって複数の GPS 衛星までの擬似距離を計算し、擬似距離を送信するようにプログラムされた前記移動装置と、

CPU、メモリ、クロック、移動装置の無線通信トランシーバからの擬似距離を受信するサーバ通信トランシーバ、及び複数の無線塔の位置データを保存したメモリを有するサーバと、を備え、前記 CPU は、

メモリの無線塔の位置データ及びクロックからの時間データに基づき、GPS 受信機の位置を推定し、

移動装置からの擬似距離と推定位置とを使用して、信号が GPS 衛星から送信される絶対時間を計算し、

擬似距離と計算した絶対時間とに基づき、GPS 受信機の絶対位置を計算するために数学的モデルを形成し、

ディスプレイへの表示のために、サーバ通信トランシーバを介して GPS 受信機の絶対位置を移動装置に送信する、ようにプログラムされている、システム。

クレーム 2

GPS 受信機の絶対位置と、衛星信号の受信の絶対時間とを計算する方法であって、

GPS 受信機、マイクロプロセッサ、ディスプレイ、及び無線通信トランシーバを有し、複数の GPS 衛星から GPS 受信機で受信された PN コードを平均化することにより移動装置で擬似距離を計算し、

移動装置からサーバに計算された擬似距離を無線送信するにあたって、前記サーバは CPU を備え、

サーバ CPU により、擬似距離と GPS 受信機の推定位置とを利用して、PN コードが GPS 衛星から GPS 受信機に送られる絶対時間を計算し、

サーバ CPU により、擬似距離と計算した絶対時間とに基づき、GPS 受信機の絶対位置を計算するために数学的モデルを形成し、

移動装置のディスプレイ上に絶対位置を表示する、方法。

(分析)

クレーム 1 : 適格性あり

クレーム 1 は、移動装置及びサーバを含むシステムが機械 (装置の組み合わせ) に該当するため、法定上のカテゴリを対象とするものである (Step 1 で、YES)。

次に、クレーム 1 は、判例法上の例外を対象としかどうかを判定するために分析される。クレーム 1 は、数学的演算 (例えば、擬似距離や絶対時間の計算、並びに数学モデル) を記述しており、これらは裁判所が、判例法上の例外、例えば抽象的アイデアとして、認定してきたものの範囲に含まれる。これらの数学的演算がクレーム 1 に含まれているため、判例法上の例外を対象とするものである (Step 2A で、YES)。

次に、クレームは全体として、何らかの要素あるいは要素の組み合わせが、例外を大きく超えるものであることを保証するのに十分であるかどうかを判定するために分析される。まず、クレームは、位置を近似し、絶対時間を計算し、数学的モデルを使用して絶対位置を計算するための数学的演算を実行するための CPU の使用を記述する。また、クレームは、メモリに保存されている位置データ、及びクロックからのデータの使用を記述する。これらのコンピュータの構成は、高いレベルの一般性で記述されており、一般的なコンピ

ュータによって通常提供される基本的な数学的計算機能を実行する構成以上のものをクレームに追加するものではない。数学的計算の実行を一般的な CPU に限定しても、記述された判例法上の例外を特許適格性を有する発明に変えるものではない。

しかしながら、クレーム 1 は、さらに、GPS 受信機、マイクロプロセッサ、無線通信トランシーバ、及びディスプレイを備える移動装置を特定し、この移動装置は、衛星データを受信し、擬似距離を計算し、計算した擬似距離をサーバに無線通信し、サーバから位置データを受信し、サーバから受信した絶対位置をディスプレイに表示させている。プログラムされた CPU は、移動装置が、遠隔サーバ及び複数の遠隔衛星とのやりとりを介して、絶対位置を決定及び表示できるように、記述された移動装置の機能と協働している。クレームされた数学的演算を応用した場合の有意義な限定は、クレームがコンピュータ上での数学的演算の実行のみを対象としているものでないことを示している。むしろ、要素の組み合わせは、受信機の信号取得感度を弱信号環境でも利用できるように改善し、また移動装置のディスプレイに位置情報を提供することにより既存の技術 (全方位位置) を改良するために、数学的演算を応用するという有意義な限定を加えている。これらの全ての特徴、特に組み合わせを考慮すれば、判例法上の例外を大きく超えるものであり (Step 2B で、YES)、適格性を有する。

クレーム 2 : 適格性あり

クレーム 2 は、擬似距離を計算し、擬似距離を無線送信する一連のステップがプロセスの要件 (一連の行為) を満たすため、法定上のカテゴリを対象とする (Step 1 で、YES)。

クレーム 2 は、クレーム 1 と同様に抽象的アイデアを記述するものであり、擬似距離や絶対時間の計算、及び数学的モデルの数学的演算を対象としている。このため、クレーム 2 は、判例法上の例外に該当する (Step 2A で、YES)。同様に、クレーム 2 は、位置を推定し、絶対時間、数学的モデルを使用した絶対位置を

計算するサーバ CPU と、GPS 受信機、マイクロプロセッサ、無線通信トランシーバ、及びディスプレイを有し、衛星データを受信し、擬似距離を計算し、計算した擬似距離をサーバに送信し、計算された絶対位置をサーバから受信し、次いで受信した位置をディスプレイに表示する受信装置とからなる追加の要素を記述している。上記と同一の理由から、クレームの追加の要素全てを、個別にまたは組み合わせて考慮すれば、クレームは全体として、それらによる数学的演算を大きく超えるものであり(Step 2B で、YES)、特許適格性を有する主題を記述するものである。

第2部

これらの事例は、CAFC で適格性なしと判断されたクレームを示す。各分析は、判決で示されたものであるが、2014 暫定適格性ガイダンスに基づく例示の仮想分析を提供するものである。

[事例5] デジタル画像処理

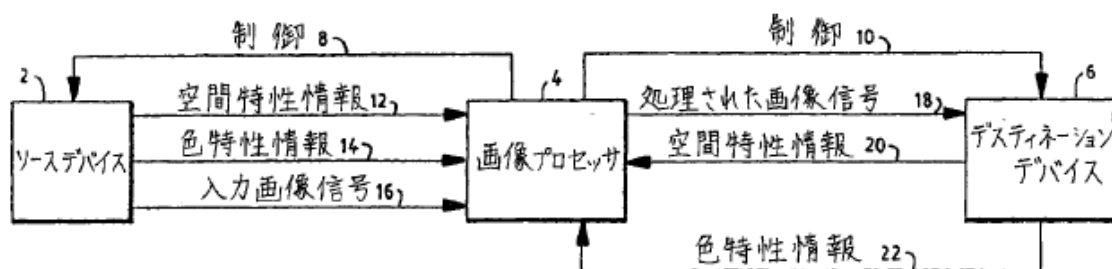
以下のクレームは、Digitech Image Tech 事件 (Digitech Image Tech., LLC v. Electronics for Imaging, Inc., 758 F.3d 1344 (Fed. Cir. 2014)) で不適格と判断されたものである。争点となった特許は、USP No 6,128,415 である。クレームは、抽象的アイデアを対象とするものであり、抽象的アイデア自体を大きく超える追加の要素を有するものではない。

(背景)

一般に、デジタル画像処理は、ソースデバイス (例

えば、デジタルカメラ、カメラレコーダ、スキャナなど) での画像の取得、所望の形態への画像の処理、及び所定の装置 (例えば、モニタ、プリンタ、コンピュータメモリなど) への処理画像の出力を含む。しかしながら、全ての画像装置は、ソースデバイスであっても出力装置であっても、画像データの色成分及び空間成分の歪みを与えてしまう。この歪の問題を解決するために、“デバイスプロファイル”の手段が使用されてきており、これは画像の画素データを、ソースデバイスと出力装置に渡ってより正確に個々の色空間に翻訳可能とするために、ソースデバイスと出力装置の両者の色特性を記述するものである。発明者は、従来のデバイスプロファイルを、空間だけでなく、装置の色特性を取得するために拡張していた。

本発明において、以下の図1に示すように、デバイスプロファイルは、ソースデバイス2 (例えば、デジタルカメラ) や出力装置6 (例えば、プリンタ) からの情報に基づいて作成される。デバイスプロファイルは、入力画像信号16から処理画像信号18を作成するために使用される。空間特性情報12、20及び色特性情報14、22は、入力画像信号16とともに、各装置から画像プロセッサに与えられる。この特性情報は、例えば、ウィーナノイズパワースペクトルを得るためのフーリエ解析などの既知の数式 (数学的処理テクニック) を用いて、画像の色情報コンテンツに関する第1のデータと、画像の空間情報コンテンツに関する第2のデータを生成するために使用される。得られたデータはデバイスプロファイルに取り込まれる。



(クレーム)

クレーム10

画像の捕捉、変換、またはレンダリングを行うデジタル画像再生システム内のデバイスの特性を記述するデバイスプロファイルを生成する方法であって、

測定された色要因及びデバイス応答特性関数を使用して、画像の色情報コンテンツのデバイス依存性変換を、デバイス独立色空間に記述する第1のデータを生成する工程と、

空間要因及びデバイス応答特性関数を使用して、前記デバイス独立色空間内に空間情報コンテンツのデバイス依存性変換を記述する第2のデータを生成する工程と、

前記第1及び第2のデータを組み合わせてデバイスプロファイルにする工程とを、含む方法。

(分析)

クレーム10：不適格

クレームは、データを生成する一連のステップがプロセスの要件（一連の行為）を満たすため、法定上のカテゴリを対象とする(Step 1で、YES)。

次に、クレームは、判例法上の例外を対象とすることがどうかを判定するために分析される。クレームは、数学的テクニックを使用して第1及び第2のデータを生成し、これら第1及び第2のデータを組み合わせてデバイスプロファイルとする方法を記述している。換言すれば、クレームされた方法は、単に、数学的関係を介して情報を整理するステップを記述することにより、データを収集し、組み合わせる概念を記述しているに過ぎない。収集及び組み合わせは、数学的関係の単なる利用であり、既存の情報を操作して、“デバイスプロファイル”の形態で、そのデバイスプロファイルを何らかの利用に限定することなく、追加の情報を生成するものである。このアイデアは、数学的関係を使用して情報を処理するための基本的概念に類似するものであり、これは裁判所において抽象的アイデアと認定されてきたものである。従って、クレームは抽象的アイデアに過ぎず(Step 2Bで、NO)、適格性を有さない。

[事例6] ビンゴゲーム

以下のクレームは、Planet Bingo 事件 (Planet Bingo, LLC v. VKGS LLC, 576 Fed. Appx. 1005 (Fed. Cir. 2014)) で不適格と判断されたものである。争点となった特許は、USP No 6,398,646 である。クレームは、抽象的アイデアを対象とするものであり、抽象的アイデア自体を大きく超える追加の要素を有するものではない。

(背景)

本発明は、チケット購入場所での一連の番号の印刷が可能で自動ビンゴシステムに関連している。当該システムは、チケットを印刷し、チケットの売り上げを追跡し、チケットの当たりを確認するためにコンピュータを使用する。コンピュータは、プレイヤーが各種のビンゴゲームで、自分の特定のビンゴの番号でプレイできるように、プレイヤーの特定のセットのビンゴの番号を保存し、そのプレイヤーの特定のセットのビンゴの番号が記載されたチケットを印刷する。自動システムは、ビンゴゲームのチケット購入時における改ざんの問題や他のセキュリティリスクを低減するための解決を含むビンゴゲームの全ての工程を管理する。

(クレーム)

クレーム1

ビンゴゲームを管理するシステムであって、

(a)中央演算処理装置 (CPU)、メモリ、及び前記 CPU に接続されたプリンタを有するコンピュータと、

(b)前記 CPU 及び前記コンピュータのメモリに接続された入力及び出力端子と、

(c)前記コンピュータのプログラムとを備え、前記プログラムは、

(i)将来の一定時間、少なくとも1つの選択されたビンゴゲームでプレイされるプレイヤーにより予め選択された2つのセットのビンゴの番号を入力する工程と、

(ii)プレイヤーにより予め選択されたビンゴの番号のセットを、コンピュータのメモリにグループとして記憶する工程と、

(iii) プレイヤにより予め選択されたビンゴの番号のセットを有するグループにつき、プレイヤに特有のプレイヤ識別子をコンピュータにより割り当てる工程であって、前記プレイヤ識別子は、ビンゴの複数のセッションに関するグループに割り当てられており、

(iv) プレイヤ識別子を用いてグループを検索する工程と、

(v) プレイヤが予め選択し、ビンゴの特定のセッションのビンゴの選択されたゲームにおいて、プレイに関するグループとして、コンピュータのメモリに記憶された少なくとも1つのビンゴの番号のセットのプレイヤのグループから選択する工程であって、ビンゴの選択されたゲームにおけるプレイに関して選択された複数のビンゴの番号のセットは、グループ内のビンゴの番号の総セット数よりも少なく、

(vi) ビンゴの選択されたゲームにおいて、プレイのために選択された各セットのビンゴの番号のコントロール番号をコンピュータにより追加する工程と、

(vii) コントロール番号を有する受信や、プレイヤにより予め選択され、かつ選択されたビンゴの番号のセット、予め選択されたビンゴの番号のセットの価格、ビンゴゲームの日付、任意のコンピュータ識別子の番号を出力する工程と、

(viii) ビンゴゲームの管理者によりコンピュータに入力されたコントロール番号の手段により、ビンゴの番号の当たりセットの検証を出力する工程と、を含む、前記システム。

(分析)

クレーム1：不適格

クレーム1は、コンピュータと、入出力端子と、ビンゴゲームを管理するプログラムとを有するシステムを対象としている。従って、クレームされたシステムは法定上のカテゴリ、すなわち機械（装置の組み合わせ）を対象とする(Step 1 で、YES)。

次に、クレームは、判例法上の例外を対象としかどうかを判定するために分析される。クレームは、(i)～(viii)のプログラム要素を記述しており、これらは、

例えば、2セットのビンゴの番号の入力及び保存、特有のプレイヤ識別子、コントロール番号の割り当て、並びにビンゴの番号の当たりの検証を含むビンゴゲームを管理する工程を記載している。クレームに記述されているように、ビンゴゲームの管理は、精神的またはコンピュータの中で実行可能であり、Alice 事件で争点となった人間の活動を体系化する種類に類似すると認定されている。クレームは、同一の主題を対象とするものではないが、ビンゴゲームを管理するという抽象的アイデアは、Bilski 事件における取引や Alice 事件における金融取引におけるリスクの緩和の抽象的アイデアに類似するものである。クレーム1は、ビンゴゲームの管理を記述しており、従って抽象的アイデアを対象とする(Step 2A で、YES)。

次に、クレームは、抽象的アイデアを大きく超えるものである追加の限定を有するかどうかを判定するために分析される。クレームは、CPU、メモリ、プリンタ、入出力端子、及びプログラムを有するコンピュータの追加の限定を特定している。これらの一般的なコンピュータの構成は、ビンゴゲームを管理可能なプログラムにより、データを保存し、検索し、処理する基本的な機能を実行するためにクレームされている。コンピュータの構成の限定の記述は、抽象的アイデアをコンピュータ上で実行するための単なるインストラクションに該当する。クレームの追加の要素全てを、個別にまた組み合わせて考慮すれば、管理プロセスの各ステップにおけるコンピュータの構成は、一般的なコンピュータの機能を実行するに過ぎない。従って、クレームされた主題を特許適格性を有するアプリケーションに変換するのに十分な発明概念は見いだされず、クレームは抽象的アイデアを大きく超えるものではないため(Step 2B で、NO)、特許適格性を有さない。

[事例7] 取引履行保証を提供する電子商取引

以下のクレームは、buySAFE 事件 (buySAFE, Inc. v. Google, Inc., 765 F.3d 1350 (Fed. Cir. 2014)) で不適格と判断されたものである。争点となった特許は、USP No 7,644,019 である。クレームは、抽象的アイデアを対象

とするものであり、また抽象的アイデア自体を大きく超える追加の要素を有するものではない。

(背景)

本発明は、電子商取引において信頼性の高い取引を実行するための方法に関連する。より具体的には、本発明は、取引における履行保証を提供する方法に関連する。安全取引サービスプロバイダが第1の当事者から取引履行保証サービスを得るための要求を受け取ると、安全取引サービスプロバイダは第1の当事者に対し保証のための要求を処理する。保証の引き受けが行われれば、取引履行保証サービスが第1の当事者に対して提供され、これは取引履行保証を第1の当事者が関与するオンライン商取引に連動させ、第1の当事者及び第2の当事者がオンライン商取引を行うとき第1の当事者の履行を保証する。

(クレーム)

クレーム1

オンライン商取引の終了に引き続き、オンライン商取引に関する取引履行保証サービスを取得するための第1の当事者からの1つの要求を、安全取引サービスプロバイダのコンピュータ上の少なくとも1つのコンピュータアプリケーションプログラムにより受信し、

前記取引履行保証サービスを前記第1の当事者に提供するために、前記第1の当事者を引き受けることによって、前記要求を、前記安全取引サービスプロバイダのコンピュータ上の少なくとも1つのコンピュータアプリケーションプログラム上で処理し、

前記安全取引サービスプロバイダのコンピュータは、コンピュータネットワークを介して、オンライン商取引の終了に引き続き、ある取引履行保証を前記第1の当事者が関わるオンライン商取引に連動させて、前記第1の当事者の履行を保証する取引履行保証サービスを提供する、方法。

(分析)

クレーム1：不適格

クレームは、履行保証を提供するための一連のステップであるプロセスを対象としているから、法定上のカテゴリを対象とする(Step 1 で、YES)。

次に、クレームは、判例法上の例外を対象としかどうかを判定するために分析される。クレームは、履行保証(契約)のための要求を受け取り、履行保証を提供するための要求を処理し、履行保証を提供することを含む契約を形成するステップを記述している。これは、契約関係の形成を記述するものであり(例えば、*Bilski* 事件で)、裁判所によって抽象的アイデアであると認定された基本的な経済活動である。また、判決では、商取引を特定のタイプの関係に狭めることについても言及している。従って、クレームは、抽象的アイデアを対象とする(Step 2A で、YES)。

発明概念についてクレームを全体として分析すれば、抽象的アイデアに追加されているクレームの限定は、コンピュータ及びネットワーク上で処理するコンピュータアプリケーションを含んでいる。これは、基本的な機能を実行するコンピュータ及びネットワークの一般的な記述である。クレームは、コンピュータ上での契約の形成と、それをネットワークを介して送信することを記述しているに過ぎない。これらの一般的なコンピュータの要素は、判例法上の例外を大きく超えるものでなく(Step 2B で、NO)、特許適格性を有さない。

[事例8] インターネット上での製品の分配

以下のクレームは、*Ultramercial* 事件 (*Ultramercial v. Hulu and WildTangent*, 2014 U.S. App. LEXIS 21633 (Fed. Cir. 2014)) で不適格と判断されたものである。争点となった特許は、USP No 7,346,545 である。クレームは、抽象的アイデアを対象とするものであり、また抽象的アイデア自体を大きく超える追加の要素を有するものではない。

(背景)

本発明は、著作権のあるデジタル媒体(ビデオ、オーディオなど)の海賊版に伴う問題、特に現金やクレジットカードへのアクセスが制限されている人の問題

を解決するものである。本発明は、著作権などの知的
所有権で保護されている製品を、著作物へのアクセス
の交換としてスポンサメッセージの視聴ややり取りを
選択する顧客にテレコミュニケーションネットワーク
を介して分配することを対象としている。次いで、ス
ポンサは、知的所有権の所有者に支払いをし、それ
によって顧客は、現金あるいはカードによる支払いを
することなく、製品を得ることができる。本発明は、製
品の交換を行うための詳細な一連のステップを対象と
する。

(クレーム)

クレーム 1

ファシリテータを介してインターネット上で製品を
分配する方法であって、

コンテンツプロバイダから、知的所有権によりカバ
ーされ、購入が可能なメディア製品を受信する第1の
ステップであって、前記メディア製品は、少なくとも
1つのテキストデータ、音楽データ、ビデオデータ
を含み、

前記メディア製品に関連付けられたスポンサメッセ
ージを選択する第2のステップであって、前記スポン
サメッセージは、複数のスポンサメッセージから選択
され、前記第2のステップは、前記スポンサメッセ
ージが予め提示されていた総数が、前記スポンサメ
ッセージのスポンサによって契約された取引サイクルの
数未満であることを検証するために、活動ログにアクセ
スすることを含み、

インターネットウェブサイトでの販売に関するメデ
ィア製品を供給する第3のステップと、

前記メディア製品に不特定多数人がアクセスするこ
とを制限する第4のステップと、

顧客がスポンサメッセージを見ることを前提として
顧客に課金することなくメディア製品へのアクセスを
提供する第5のステップと、

前記顧客から前記スポンサメッセージを見るための
リクエストを受信する第6のステップであって、前記
顧客は前記メディア製品へのアクセスが提供されてい

ることに応答して前記リクエストを提供し、

前記顧客からの前記リクエストの受信に応答して、
スポンサメッセージの表示を前記顧客に促進する第7
のステップと、

前記スポンサメッセージが双方向メッセージでない
場合、前記スポンサメッセージの表示を促進する前記
ステップ後に、前記顧客の前記メディア製品へのアクセ
スを許容する第8のステップと、

前記スポンサメッセージが双方向メッセージである
場合、少なくとも1つの質問を前記顧客に提示し、前
記少なくとも1つの質問に対する応答を受信した後、
前記顧客に前記メディア製品へのアクセスを許容する
第9のステップと、

取引イベントを活動ログに記憶する第10のステ
ップであって、前記第10のステップは、前記スポン
サメッセージが提示されてきた回数を更新することを含
み、

前記表示されるスポンサメッセージのスポンサから
の支払いを受領する第11のステップを含む、方法。

(分析)

クレーム 1 : 不適格

クレーム 1 は、インターネットを介してメディア及
び広告を分配するための一連のステップであるプロセ
スを対象としているから、法定上のカテゴリを対象と
する(Step 1 で、YES)。

次に、クレームは、判例法上の例外を対象とするか
どうかを判定するために分析される。クレームは、著
作物へのアクセスとの交換で広告を表示する 11 のス
テップを記述している。この概念は、経済活動(例え
ば、**Bilski** 事件におけるヘッジング(つなぎ売買))に
関連する人の活動に関与する概念に類似するもので
あり、裁判所で抽象的アイデアと認定されてきたもの
である。アイデアを特定する追加の限定、例えば、著作
物を受け取り、広告を選択し、選択された広告の視聴
の交換で媒体を提供し、広告を表示し、顧客に媒体へ
のアクセスを許可し、広告のスポンサからの支払いを
受け取ることは、抽象的アイデアをさらに記述するも

のであるが、抽象性を低下させるものではなく、クレームは、抽象的アイデアを対象とする(Step 2A で、YES)。

次に、クレームが全体として、為替手形または通貨として広告を利用する概念を大きく超えるものであるかどうかを判定するために分析される。クレームは、抽象的アイデアへの追加の限定、例えば、活動ログにアクセス及び更新し、広告を視聴するための顧客からの要求を求め、公衆のアクセスを制限し、情報送信手段としてインターネットを使用することを含んでいる。

これらの限定を個別に考慮すれば、活動ログへのアクセス及び更新は、データ収集のためだけに使用されており、それ自体は、とるに足らない課題解決前の行為に過ぎない。同様に、顧客からの要求を求め、公衆のアクセスを制限することは、これらの行為が、為替手形または通貨（すなわち、通貨は、所望の商品が提供されるようにアクセスするための要求に対して支払われる必要がある）として広告を利用する概念を実行するのに必要なルーチン的なものであるので、とるに足らない課題解決前の行為に過ぎない。さらに、イン

ターネットに限定することは、抽象的アイデアの利用を特定の技術環境の限定することを単に意図するに過ぎないから、大きく超えるものを追加するものではない。

限定の組み合わせを考慮すれば、クレームは、ルーチン的で、特定の技術環境において高いレベルの一般性で特定された一般的な行為とともに、為替手形または通貨として広告を利用する概念を実行することを単に行為者に教示するに過ぎない。限定を個別にまた組み合わせの順に考慮しても、クレーム全体は、為替手形や通貨として広告を利用するという抽象的アイデアに大きく超えるものを追加するものではなく(Step 2B で、NO)、特許適格性を有さない。

(文責：原田)

以上

上記説明は 2014 暫定適格性ガイダンスの抄訳であり、情動的なものに過ぎず、法律的な助言や意見を含むものではありません。また、記載には十分に注意を払っていますが、正確性は保証できません。万一内容に起因する損害や不利益等が生じても責任は負えませんので、予めご了承ください。